

IASB、討議資料 「資本の特徴を有する金融商品」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、2018年6月28日に討議資料（DP/2018/1）「資本の特徴を有する金融商品」（以下「本討議資料」）を公表した。本討議資料のコメント期限は2019年1年7日である。



【背景】

金融商品とは、「一方の企業に金融資産を、他の企業に金融負債または資本性金融商品の双方を生じさせる契約」と定義されており、「金融負債」及び「資本性金融商品」はそれぞれIAS第32号「金融商品：表示」に規定されている。「金融負債」と「資本性金融商品」の違いは、その金融商品を財政状態計算書上「負債」に表示するか「資本」に表示するかに留まらない。即ち、金融商品の発行者にとっては、金融負債であれば原則としてIFRS第9号「金融商品」に基づく再測定が要求されるが、資本性金融商品は通常再測定の対象にはならない。また、金融商品の保有者にとって、IFRS第9号におけるいわゆるFVOCIオプション（公正価値で測定しその変動損益をその他の包括利益に表示する選択肢）が適用できる対象は資本性金融商品への投資に限定されている。

このように金融商品が「金融負債」と「資本性金融商品」のいずれに分類されるかは認識と測定、表示、さらには開示にわたって大きな違いを生じさせるものである。しかしながら、金融テクノロジーの進化が続く中で負債と資本の両方の性質を持つ複雑な金融商品が開発されるようになってきている。一方で、IAS第32号における分類は必ずしもその理由が明確に説明されているとは限らず、このことが、IAS第32号上で具体的なガイダンスがない金融商品に対する「金融負債」「資本性金融商品」の分類に関する判断を困難にしている。分類に関する判断の根拠が明確でないことは、一部の金融商品について、分類の妥当性、ひいては当該分類に基づく会計処理の妥当性につき、関係者に疑義を惹起する原因ともなっている。また、投資家からは、資本性金融商品に関して、より多くの情報開示を望む声がかねてよりある。

「資本の特徴を有する金融商品」に関する本リサーチ・プロジェクトはこうした状況への対処を検討すべく、以下の2点を目的とするものである。

- IAS 第 32 号に基づく「金融負債」及び「資本性金融商品」の分類に関する問題点の検討
- 上記問題点への対処としての、より明瞭な分類原則の策定並びに表示及び開示に関する規定の改善についての検討

なお、IASBは2018年3月に、一般目的財務報告の目的及び諸概念に関する「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」）を改訂し、公表している。改訂された概念フレームワークでは負債の定義が精緻化され、さらにその解釈のためのガイダンスが提供されているが、これらはIAS第32号が抱える問題への対処を意図したものではない。従って、本プロジェクトの最終的な動向によっては、概念フレームワークを改訂する必要があるかどうか、検討が行われる可能性がある。

本プロジェクトは、発行者の視点からの金融商品の分類を扱うものであり、金融商品の定義そのもの、もしくは現行基準（IFRS第9号やIFRS第7号「金融商品：開示」）における認識・測定や開示に関する規定について見直しを意図するものではない。また、IAS第32号の分類に関する規定は大部分の金融商品への適用に関しては問題がないと考えられていることから、新たに策定される「分類原則」を適用することにより「金融負債」及び「資本性金融商品」の分類が現行から大きく変わる結果とならないよう、考慮されている。

【討議資料の概要】

以下では、本討議資料の概要を解説する。セクション番号は本討議資料におけるものである。

金融負債と資本性金融商品の分類に関するアプローチ（セクション2、8）

IASBが本討議資料で推奨するアプローチ（以下、IASB推奨アプローチ）とは、以下の要件(a)(b)のいずれか（又は両方）を含む請求権を金融負債とし、いずれも含まないものを資本性金融商品とするというものである。

(a) 清算時以外の特定の時点に経済的資源を移転する、回避不可能な義務（時期の特性）

普通株式の保有者は清算時に残余財産の分配を受ける権利がある。しかし、清算時を別とすれば、発行企業には配当の支払義務はなく、また、特定時点で普通株式を買い戻す義務もない。一方、一般的な借入金においては発行者は利息の支払いや元本の返済が要求されるため、決済日にはその支払いの原資を確保しなければならない。

「時期の特性」は、経済的資源の移転を要求される特定の時点において、「その要求を満たす経済的資源（通常は現金）」を調達できるかという意味で、資金流動性・キャッシュフローの観点に着目するものである。

(b) 企業の利用可能な経済的資源に依存しない金額に対する、回避不可能な義務（金額の特性）

普通株式に対する配当（清算時の残余財産の分配を含む）は、発行者の支払余力（つまり、企業の利用可能な経済的資源）の範囲でのみ支払われる。一方、一般的な借入金においては利息や元本の金額は発行者の支払能力によって変動することではなく、発行者の支払能力が不足すれば債務不履行を起こすことになる。

「金額の特性」は、発行者が保有する経済的資源の多寡にかかわらず支払義務の金額が決まってくる金融商品であるか、また、その金額は時の経過に応じてどのように変化するかを示すものである。これは、義務の履行時点でその履行に必要な十分な経済的資源を発行者が持っているか、また、請求権の保有者が要求する利回りに応えるための十分なリターンをその経済的資源を通じて生み出したかを問う意味で、財政状態計算書上の財務健全性・リターンの観点に着目するものである。

なお、財務諸表利用者に目的適合性のある情報を提供するためには、上記に基づき、発行した金融商品を単に「金融負債」と「資本性金融商品」の2つに分類するだけでなく、適切な表示・開示をもって必要な情報を補完することが必要であると考えられている。

IASB推奨アプローチに基づくと、請求権は以下のように金融負債と資本性金融商品に分類される。

【表1】IASB推奨アプローチに基づく分類（本討議資料2.36を加工して転載）

金額の特性 時期の特性	「金額の特性」に抵触 (例：契約上の固定金額 あるいは金利又は金融 変数に基づく金額)	「金額の特性」に抵触し ない(例：自社の株価に 連動した金額)
「時期の特性」に抵触 (例：予め定められた償還日)	金融負債 (例：普通社債)	金融負債 (例：公正価値で償還 される株式)
「時期の特性」に抵触しない (例：自社の株式による決済※)	金融負債 (例：負債相当額が株式 で決済される社債)	資本性金融商品 (普通株式)

※概念フレームワークの定義により、自社の株式は「経済的資源」に該当しない。

IASBの予備的見解では、IASB推奨アプローチは、金融商品の契約条項から生じる権利及び義務（契約条項から間接的に生じるものを含む）に基づき適用されるべきである。金融商品に内在する権利の行使に影響を与えるような経済的インセンティブの存在については、金融商品の分類を検討するうえで考慮しない。例えば、契約上償還期限の定めはないものの、償還しない場合には金利条項がステップアップするような金融商品（ステップアップ・コーラブル）では、多額の金利負担を避けるために発行者は当該金融商品を償還せざるを得ないと合理的に推測される。しかしそのことのみをもって当該金融商品は「時期の特性」に抵触し金融負債に該当するとの判断は行わない。これはIAS第32号における整理を踏襲するものである。

非デリバティブ金融商品の分類（セクション3）

IASB推奨アプローチのもとでは、資本性金融商品とは企業の負債のすべてを控除した後の資産に対する残余持分を裏付ける契約となり、前述の要件(a)(b)のいずれも含まないものとなる。

IAS第32号のもとでは、現金又は他の金融資産を支払う義務（第1の特性）又は可変数の資本性金融商品を引き渡す義務（第2の特性）のいずれかを有する非デリバティブ金融商品は金融負債に分類される。IASB推奨アプローチとIAS第32号では要件(b)と第2の特性に違いがあることから、一部の金融商品については分類が異なる帰結となる。例えば償還期限のない優先株式であって、配当が固定、かつ未払時は累積する場合、IAS第32号の下では資本性金融商品と判断される。しかし、IASB推奨アプローチのもとでは、配当が固定額でかつ累積することから、企業の利用可能な経済的資源に依存しない金額に対する義務が含まれるとして、この優先株式は金融負債に分類される。

なお、IAS第32号第16項では「ブッタブル金融商品」及び「清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品」につき、金融負債に該当するものの資本として表示することを例外的に認めている。IASBの予備的見解では、この例外規定を今後も維持することが提案されている。

デリバティブ金融商品の分類（セクション4）

IAS第32号のもとでは、自社の資本性金融商品に係るデリバティブは、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性がある場合には資本性金融商品には分類されない。しかしその根拠は基準上明らかではなかったため、昨今開発される複雑なデリバティブの分類の検討にはもはや対応が難しい状況となっていた。

デリバティブはその決済が将来時点で行われる契約であるため、将来時点で「受け」と「払い」の両方向の決済が生じることになる。よって、デリバティブは以下のように分類することができる。

- ① 将来決済により、自社の資本性金融商品を引き渡し代わりに現金または他の金融資産を得るもの
- ② 将来決済により、自社の資本性金融商品を引き渡し、代わりに既存の金融負債を消滅させるもの
- ③ 将来決済により、自社の既発行の資本性金融商品を消滅させ、代わりに新たな金融負債を負うもの
- ④ 複合商品に組込デリバティブとして組み込まれたもの

自社の資本性金融商品に係るデリバティブのうち、上記の①②のタイプの商品についてのIASBの予備的見解は、IASB推奨アプローチに基づき、以下の通りである。

- 金融商品の分類を検討するにあたっては、「受け」と「払い」を分割することなく、全体として判断する。
- 以下の要件のいずれか（又は両方）を満たす場合に金融資産又は金融負債に分類する。
 - (i) 清算時以外のある時点において、現金又は他の金融資産を引き渡す義務及び（又は）現金を受け取る権利を含み、かつ、決済が「純額」で行われる。
 - (ii) デリバティブの「純額」が企業の利用可能な経済的資源に依存しない変数に影響される。

複合商品及び償還義務のある契約（セクション5）

IASBは、取引の経済的実態を適切に描写するためには、同様の権利義務を生じさせる契約については整合性のある会計処理がなされるべきであると考えている。即ち、契約上代替的な決済方法が想定されるようなケースにおいて次のように考えている。

- ・ 自社の資本性金融商品を発行し、かつ自社の既発行の資本性金融商品の消滅と新たな金融負債を生じさせるデリバティブを組んだ場合と、金融負債を発行し、かつ金融負債の消滅と自社の資本性金融商品の発行を生じさせるデリバティブを組んだ場合は、整合的に会計処理されるべきである。
- ・ 金融負債と資本性金融商品を交換するデリバティブの会計処理は、それが組込デリバティブの形態をとるか単独のデリバティブであるかによって左右されるべきではない。
- ・ 決済に関する決定権が金融商品の保有者にある場合と、金融商品の発行者・保有者のいずれもコントロール不能な、不確実な将来事象に依拠する場合とは、同様に扱われるべきである。

上記を踏まえたうえでの IASB の予備的見解は以下の通りである。

- 資本性金融商品を消滅させる効果を持つ単独のデリバティブについては、当該デリバティブと、そのデリバティブによって消滅する(又は消滅する可能性のある)非デリバティブ資本性金融商品とから生じる、一連の契約上の権利及び義務(全体をまとめて、以下「償還義務のある契約」)を検討する。一連の契約上の権利及び義務は、金融負債・資本性金融商品の分類を検討するうえで、複合商品におけるケースと整合する形で分析する。
- 複合商品及び償還義務のある契約は、金融負債の要素と資本性金融商品の要素に区分する。金融商品の発行者が「金融負債の特徴を有する決済」を回避する無条件の権利を有していない場合には、当該発行者は本金融商品を以下のように処理する。
 - (i) 非デリバティブ金融商品の分類原則(→セクション3)を適用して、回避不能な契約上の義務を非デリバティブ金融負債として分類する。
 - (ii) 残りの権利及び義務を、デリバティブ金融商品の分類原則(→セクション4)を適用して、資本性金融商品、金融資産又は金融負債として分類する。
- 「金融負債の特徴を有する決済」を完全に回避する無条件の権利を金融商品の発行者が有している場合、当該金融商品には金融負債の要素は存在しない。

表示ー金融負債(セクション6)

IASB推奨アプローチによれば、「金額の特性」の観点からは金融負債に該当しない、つまり金融商品の発行者の義務が企業の利用可能な経済的資源に依存する場合でも「時期の特性」の要件に該当すれば当該金融商品は金融負債に分類される。例えば、償還時に発行者の普通株式の公正価値と同額の現金を引き渡すことを約する金融商品はこれにあたるが、発行者の価値が好転し発行株式の公正価値が上昇すると支払い義務も増える仕組みであることから、発行者の業績が好調の場合は損失が、逆に発行者の業績が不調の場合は利益が生じることとなり、このような会計的帰結には違和感を感じる市場関係者がいる可能性がある。

上記に鑑み、金融商品の発行者の義務が企業の利用可能な経済的資源に依存するか否か、つまり、財政状態計算書上の財務健全性・リターンの観点に基づく情報を強化するため、IASBはその予備的見解において、以下の表示を提案している。

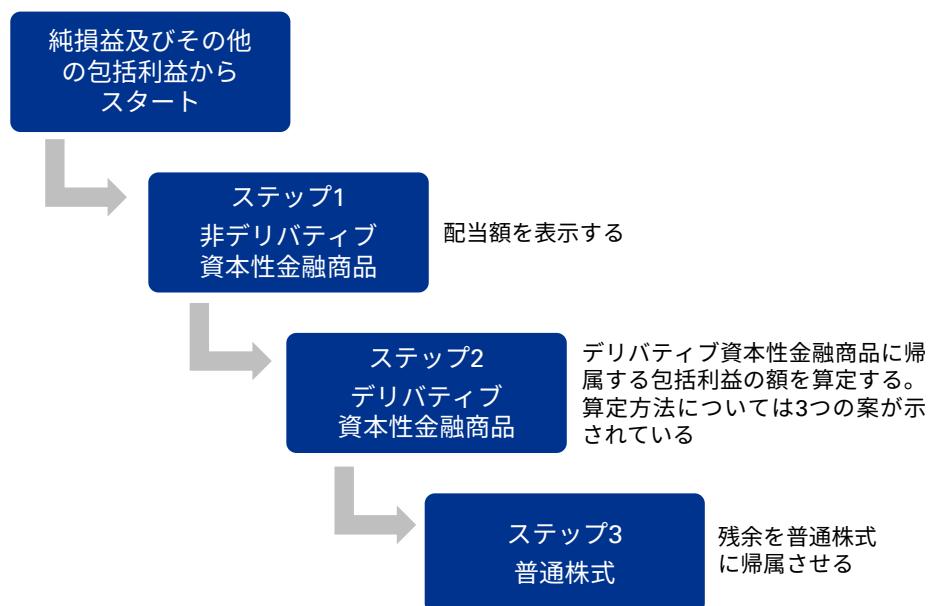
- 資本性金融商品から生じるリターンと同じようなリターンを生じさせる金融負債を、財政状態計算書上、それ以外の金融負債とは別の科目で表示する
- 資本性金融商品から生じるリターンと同じようなリターンを生じさせる金融負債から生じる収益又は費用を、純損益ではなくその他の包括利益(リサイクルしない)に表示する

なお、逆に「時期の特性」からは金融負債に該当しないものの「金額の特性」により金融負債に分類される金融商品も存在するが、資金流動性・キャッシュフローの観点からの情報は現行基準の表示・開示規定でカバーされているとして、IASBは本討議資料で追加的な表示要求を提案していない。

表示ー資本(セクション6)

投資家にとって、異なる種類の資本性金融商品間でのリターンの分配方法に関する情報はそれぞれの資本性金融商品に係るリターンを理解する上で有用であり、各種財務

指標の算定に影響を与える可能性がある。そのため、IASBは、2種類以上の資本性金融商品を発行する企業に対し、それらの資本性金融商品間においてリターンがどのように分配されるかが分かる情報の提供を要求することを提案している。具体的には、持分変動計算書を通じてその期に稼得した包括利益を各資本性金融商品に帰属させ、もって、各資本性金融商品ごとに資本を分解表示することが検討されている。これは資本項目について再測定を行わないとする現行実務からの大きな転換を提案するものである。しかしながら、特にデリバティブについて、コストと複雑性の観点から包括利益を帰属させる適切なアプローチを見いだせずにいることから、表示によってではなく開示によって情報提供を図る代替案も検討されている。



(IASB Snapshot スライド11を加工して転載)

開示（セクション7）

財務諸表利用者が、金融商品が企業の財政状態及び経営成績に与える影響及び清算時における金融負債と資本性金融商品の優劣関係を理解できるようにするため、IASBは金融商品の発行者に対して以下の項目の開示を要求することを提案している。

- 清算時における金融負債と資本性金融商品の優先劣後関係に関する情報（財政状態計算書上又は財務諸表の注記のいずれかを選択）
- 普通株式の希薄化の可能性に関する情報
- 契約条件に関する情報

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.